

IFRS 適用をめぐる実証研究の棚卸しと展望

草野真樹
京都大学

要 旨

本稿の目的は、国際会計基準（IFRS）の適用をめぐる実証研究の整理・分析を行い、残された研究課題について明らかにすることである。とりわけ、本稿は、IFRS 適用の帰結、すなわち財務報告の質への影響、資本市場への影響、そして契約への影響に焦点を当て、IFRS 研究の棚卸しを行った。IFRS 研究は、当初、国の制度や企業の報告インセンティブが IFRS 適用の効果に及ぼす影響について、明示的に分析の対象としなかった。その後、国の制度や企業の報告インセンティブの影響を考慮して、IFRS 適用の経済的帰結について分析が行われた。その結果、IFRS 適用の効果は、IFRS 適用自体の影響と国の制度や企業の報告インセンティブの影響の結合効果であることが明らかになった。ただし、多くの先行研究は、おもに IFRS 適用の（純）便益に焦点を当てて分析するため、IFRS 適用のコストについて十分に分析できていない。近年、IFRS 適用のコストを回避するため、取引所規制市場に移行する企業や上場廃止する企業が増えていることから、IFRS 適用の効果をより深く理解するためにも、IFRS 適用回避の決定要因と帰結について、研究の蓄積が必要である。

I はじめに

本稿の目的は、国際会計基準 (IFRS⁽¹⁾) の適用をめぐる実証研究 (アーカイバル研究) を整理・分析した上で、残された研究課題について明らかにすることである。とりわけ、本稿は、IFRS 適用の帰結に焦点を当てて、主要な先行研究において、どのような分析が行われ、何が明らかになったのかを示す。それに加え、未解決な課題を示し、今後、どのような研究が必要とされるのかを明らかにする。

欧州連合 (EU) 諸国は、2005 年 1 月 1 日より、EU で上場する企業に対して、IFRS に基づき連結財務諸表を作成することを要求した。それ以降、IFRS を強制適用する国 (法域) が増加し、多くの国で IFRS が適用されている。このように、会計制度を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、多くの先行研究は、IFRS 適用の経済的影響について実証分析を行い、財務報告の質や資本市場に及ぼす影響について、多くの学術的証拠を提供する (e.g., Brüggemann et al., 2013; De George et al., 2016; Hail et al., 2010; ICAEW, 2015; Leuz and Wysocki, 2016)。

わが国では、企業会計審議会が 2009 年 6 月に「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書 (中間報告)」を公表し、IFRS を任意適用することが提案された。金融庁は、2009 年 12 月に連結財務諸表規則を改正し、2010 年 3 月より IFRS を用いて連結財務諸表を作成することを容認した。IFRS を任意適用する日本企業が少しずつ増加していることから、日本企業における IFRS 適用の決定要因や経済的影響について、実証分析が進められ、経験的証拠が蓄積されつつある (e.g., Sato and Takeda, 2017; 井上・石川, 2014; 金ほか, 2019)。

このような現状を踏まえると、IFRS 適用を

めぐる研究成果を整理するとともに、学術的かつ政策的にどのような未解決の課題が残されているのかについて明らかにする必要がある。そこで、本稿は、IFRS 適用をめぐる実証研究を棚卸しするとともに、今後の IFRS 研究の方向性について言及する。

IFRS 適用をめぐる実証研究を棚卸しするに当たり、調査対象論文を選択する必要がある。本稿は、次のプロセスを用いて、調査対象の論文を抽出する。まず、1999 年～2019 年の間に、*Contemporary Accounting Research* (CAR)、*Journal of Accounting and Economics* (JAE)、*Journal of Accounting Research* (JAR)、*Review of Accounting Studies* (RAST)、そして *The Accounting Review* (TAR) に掲載された IFRS 適用に関する論文を調査対象とする⁽²⁾。Web of Science を使用し、De George et al.

(2016) と同様に、上記のジャーナルに掲載された論文のうち、「International Accounting Standards」、「IAS」、そして「IFRS」という用語が含まれる論文を、IFRS 適用に関する論文として選択する。本稿は、実証研究をアーカイバル研究に限定し、実験などの論文を調査対象から除外する。また、本稿は、IFRS 適用の帰結に焦点を当てるため、IFRS 適用の決定要因などを分析した論文を調査対象から外す。ただし、本稿は、紙幅の都合上、財務報告の質への影響、資本市場への影響、そして契約への影響に限定して IFRS 適用の帰結を捉えている⁽³⁾。さらに、M&A や買入のれんなど特定の項目に焦点を当てた研究を除いている⁽⁴⁾。このようなプロセスを経て、最終的に 58 本の論文を調査対象論文として抽出した⁽⁵⁾。本稿は、これらの論文を用いて、IFRS 適用の帰結をめぐる実証研究 (以下、本稿では、「IFRS 研究」と記述する) の棚卸しを行うこととする。

本稿の構成は、次のとおりである。第 II 節で

は、IFRS 研究を整理・分析するために必要となる IFRS 研究のフレームワークを示す。第Ⅲ節では、このフレームワークを用いて、IFRS 研究の棚卸しを行う。第Ⅳ節では、棚卸しによって明らかにされた研究課題について検討を加える。最後に、本稿の調査結果を要約した上で、日本企業を分析対象とする IFRS 研究への示唆を提供する。

Ⅱ IFRS 研究のフレームワーク

IFRS 適用の帰結を検証するためには、local GAAP から IFRS への変更によって、財務報告の質などにどのような影響を及ぼしたのかを分析する必要がある。IFRS 適用の効果を分析するために、多くの先行研究は、差の差 (difference-in-differences: DID) 法を採用する。DID 法とは、ある政策のアウトカムを検証する際に、政策の対象となった処置群 (treatment group) と対象とならなかった対照群 (control group) のアウトカムを、その政策導入の前後で比較する方法である。DID 法を用いることによって、IFRS 適用前後の IFRS 適用企業 (処置群) と local GAAP 適用 (IFRS 非適用) 企業 (対照群) のそれぞれのアウトカムの差を比較して、IFRS 適用がどのような経済的影響をもたらしたのかを分析することができる。

ここで、多国データを用いた利益管理などの「インセンティブ対基準」(incentives versus standards) の先行研究が示唆するように、IFRS 適用の効果を検証するためには、IFRS 適用自体 (会計基準の変化) の影響だけでなく、国の制度や企業の報告インセンティブの影響を考慮する必要がある (e.g., Schipper, 2005)。まず、企業の報告インセンティブは、財務諸表本体で報告される会計数値に大きな影響を及ぼす。企業が採用する会計基準によって会計数

値が大きく変わるため、local GAAP と IFRS の差異が大きな影響を及ぼすことは言うまでもない (e.g., Bae et al., 2008)。それに加え、会計基準は、認識や測定に関して、経営者に一定の裁量を認めているため、経営者は、そうした裁量を利用して、資本市場や契約への影響を目的に財務諸表本体で報告される会計数値を操作する (e.g., Dechow and Skinner, 2000; Watts and Zimmerman, 1986)。先行研究は、多国データを用いて、資金調達方法や株式の所有構造など企業の報告インセンティブが財務報告の質に大きな影響を及ぼすことを示している (e.g., Ball et al., 2003; Burgstahler et al., 2006; Fan and Wong, 2002)。

たとえば、Ball et al. (2003) は、慣習法の国の会計基準 (英国基準、米国基準、国際会計基準) に基づき作成された会計基準を採用する東アジア諸国 (香港、マレーシア、シンガポール、タイ) を分析対象として、会計利益に経済的損失が適時的に反映される程度を分析した。慣習法の国の損失の適時性は、成文法の国のそれよりも高いことが報告されるものの (Ball et al., 2000)、これら東アジア諸国の損失の適時性は、平均的に、成文法の国 (日本、ドイツ、フランス) と比べて高くないことが示された。Ball et al. (2003) は、東アジア諸国では、後述する国の制度に加え、企業の報告インセンティブが損失の適時性に大きな影響を及ぼしていると解釈する。IFRS 適用によって会計基準が統一されたとしても、会計基準に経営者の裁量が認められる限り、報告インセンティブは企業間で異なるため、IFRS 適用の効果は企業間でバラツキが生じるであろう。そこで、IFRS 適用の効果を検証するためには、企業の報告インセンティブの影響を考慮する必要がある。

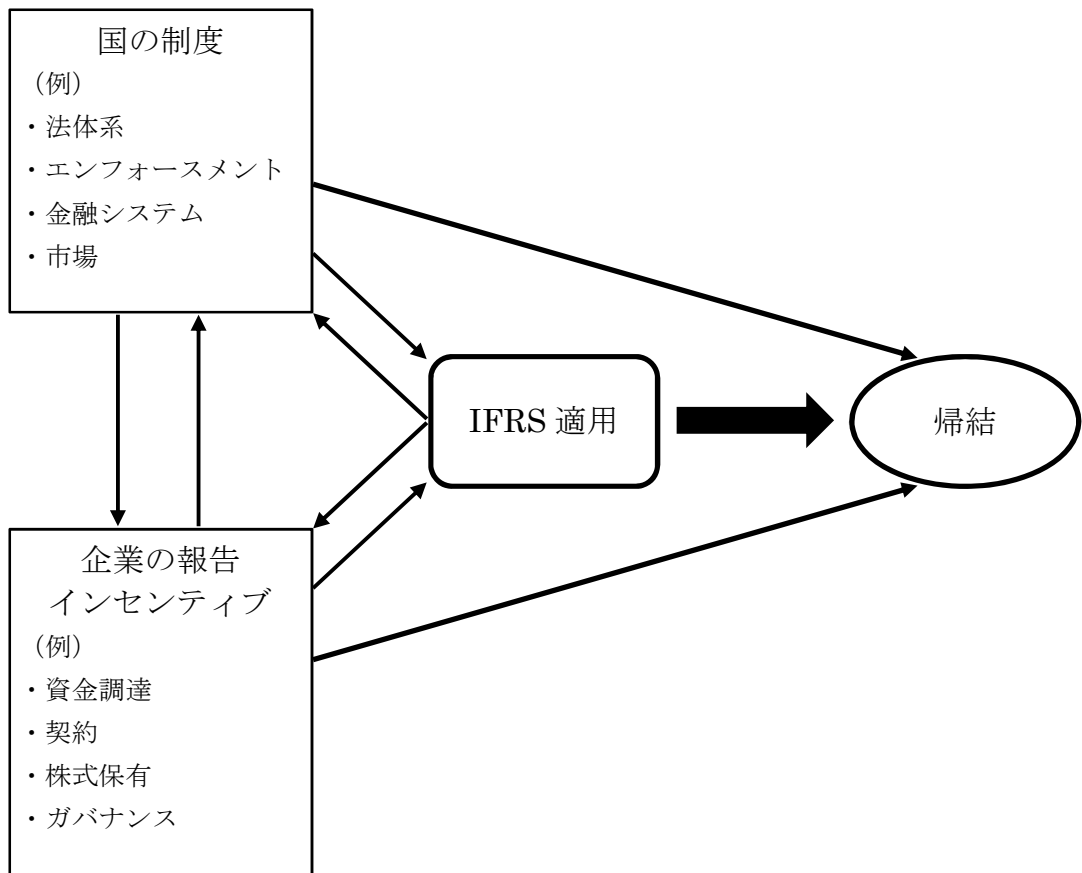
また、企業の報告インセンティブは、法体系や金融システムなど国の制度と密接に関連す

る。先行研究は、多国データを用いて、国の制度が財務報告の質や資本コストなどに大きな影響を及ぼすことを明らかにする (e.g., Ball et al., 2000; Bushman and Piotroski, 2006; Hail and Leuz, 2006; Isidro et al., 2020; Leuz et al., 2003)。会計基準と周辺諸制度は相互補完的な関係にあるため、IFRS 適用の効果を分析する際に、国の制度の影響も考慮する必要がある。

たとえば、Ball et al. (2000) は、法体系の違いが利益の属性にどのような影響を及ぼすのかを分析する。彼らは、慣習法と成文法が、それぞれ株主重視型とステークホルダー重視

型のコーポレート・ガバナンスと結びつき、情報の非対称性の解消方法や利益数値の利用方法が異なると考えた。成文法の国では、利益の安定性が求められるため、慣習法の国と比べると、損失の適時性が低いと予測して分析を行った。慣習法の国 (オーストラリア, カナダ, 英国, 米国) は、成文法の国 (日本, ドイツ, フランス) と比べると、損失の適時性が高いことが明らかにされた。これらの結果は、IFRS を適用し、同じ会計基準が採用されたとしても、国の周辺諸制度が変化しないのであれば、国の制度の違いによって、IFRS 適用の効果が異なる可能性があることを示唆している。

図表 1 IFRS 研究のフレームワーク



以上のように、IFRS 適用の効果を分析するためには、IFRS 適用による会計基準の変化だけでなく、国の制度や企業の報告インセンティブの差異やそれらの変化も考慮する必要がある。図表1は、本節での検討を踏まえて、IFRS 適用の帰結を分析するためのフレームワークを示したものである。以下、節を改めて、このフレームワークに基づき、IFRS 適用の帰結に関する実証研究を棚卸しする。

III IFRS 研究の史的展開

前節で明らかにしたように、IFRS 適用の帰結を明らかにするためには、国の制度や企業の報告インセンティブの影響が重要である。本節では、以下、国の制度や企業の報告インセンティブの影響を明示的に分析の対象としないIFRS 研究を「初期のIFRS 研究」と呼称し、それ以降のIFRS 研究と区別して、IFRS 適用の効果について整理・分析を行う。

1. 初期のIFRS 研究

初期のIFRS 研究は、おもにIFRS の任意適用を容認する国を調査対象として、IFRS (および米国基準)と local GAAP の比較を通じて、財務報告の質や資本市場に及ぼす影響を分析した。たとえば、ドイツは、IFRS 強制適用前に、IFRS の任意適用を認めていた国の1つである。Hung and Subramanyam (2007) は、1998年～2002年にIFRS を任意適用した80社をサンプルとして、初度適用時に開示されるドイツ基準とIFRS に基づく前年度の会計数値を比較して、ドイツ基準とIFRS の間で財務報告の質に差異があるのか否かを検証した。彼女らは、財務報告の質として、価値関連性と損失の適時性を用いて分析したが、IFRS 適用によって、これらの財務報告の質が向上しなかった

ことを報告する。

また、Leuz and Verrecchia (2000) は、国際基準 (IFRS または米国基準) 採用企業 21社とドイツ基準採用企業 80社を比較して、国際基準の採用が資本市場に及ぼす影響を分析した。その結果、国際基準を採用する企業は、ドイツ基準を採用する企業より、ビッド・アスク・スプレッドが小さく、株式売買高が大きいことが明らかとなった。この結果は、国際基準の採用によって資本市場に便益がもたらされる可能性を示唆している。

IFRS を任意適用した特定の国の企業を分析対象とする一国研究に加え、IFRS を任意適用する複数の国の企業をサンプルとする多国研究も行われた。たとえば、Barth et al. (2008) は、IFRS を任意適用する 21 か国の企業を用いて、IFRS の任意適用によって、財務報告の質が改善するのか否かを調査した。とりわけ、彼女らは、IFRS 適用によって、利益管理の程度、損失の適時性、そして価値関連性が改善するのかについて分析した。IFRS 適用企業は、IFRS 適用後、local GAAP 適用企業と比較すると、利益管理の程度が減少し、損失の適時性が増加し、そして価値関連性が増加している。一方、IFRS 適用前の期間において、IFRS 適用企業と local GAAP 適用企業の間で、損失の適時性を除き、財務報告の質に差異はない。また、IFRS 適用企業は、IFRS 適用後、IFRS 適用前と比較すると、財務報告の質が改善している。このように、Barth et al. (2008) は、国際比較研究を通じて、IFRS 任意適用によって、財務報告の質がおおむね改善することを明らかにしている⁶⁾。

以上のように、先行研究は、IFRS 任意適用によって、財務報告の質が改善し、資本市場に便益をもたらす可能性があることを示唆している。IFRS の適用に伴って、会計基準が変化

するだけではなく、国の制度や企業の報告インセンティブも変化するため、IFRS 適用の効果を検証するためには、IFRS 適用自体の影響に加え、国の制度や企業の報告インセンティブの影響も考慮して分析する必要がある。しかしながら、初期の IFRS 研究は、これらの要因が IFRS 適用の効果に重要な影響を及ぼすことを認識するものの、それらがどのような影響を及ぼすのかについて明示的に分析できていない。

2. 国の制度と企業の報告インセンティブの重要性

前節で示したように、国の制度や企業の報告インセンティブは、IFRS 適用の効果に重要な影響を及ぼす。IFRS 適用の帰結を検証する際に、国の制度と企業の報告インセンティブの影響を明示的に分析した研究として、Daske et al. (2008, 2013) がある。

まず、Daske et al. (2008) について検討する。Daske et al. (2008) は、IFRS を強制適用する 26 か国と強制適用しない 25 か国の企業を用いて、IFRS 強制適用が資本市場に便益をもたらすのか否かを分析する。とりわけ、彼らは、2001 年～2005 年をサンプル期間として、IFRS 強制適用が市場の流動性、資本コスト、そしてトービンの q に影響を及ぼすのかを検証した。その結果、IFRS 強制適用時に、ビッド・アスク・スプレッドなど市場の流動性が増加することが明らかとなった。また、IFRS 適用企業は、IFRS 強制適用に先立ち、local GAAP 適用企業と比較すると、資本コストが減少し、そしてトービンの q が改善する。

このように、Daske et al. (2008) は、平均的に、IFRS 強制適用が資本市場に便益をもたらすことを示している。しかしながら、前節で検討したように、類似の会計基準を採用していたとしても、国の制度の違いが企業の報告数値

に大きな影響を及ぼしうる。そこで、Daske et al. (2008) は、IFRS 適用が資本市場に及ぼす影響は均一ではなく、国の制度的要因が強く作用すると予測し、分析した。分析の結果、厳格な法のエンフォースメントを有し、利益管理の程度が低い国で、市場の流動性が増加することが明らかとなった。この結果は、IFRS 適用が資本市場に便益をもたらすためには、IFRS を強制適用するだけでは不十分であり、強固なエンフォースメントなど国の制度が重要な役割を果たすことを示している。

国の制度だけではなく、企業の報告インセンティブも、IFRS 適用の効果に影響を及ぼす。Daske et al. (2013) は、企業の報告インセンティブに焦点を当て、IFRS 適用が資本市場に及ぼす影響について分析する⁷⁾。とりわけ、彼らは、1990 年～2005 年をサンプル期間として、IFRS を任意適用する 30 か国の企業を用いて、IFRS 適用によって、市場の流動性が増加し、資本コストが減少するの否かを検証した。企業の報告インセンティブの影響をコントロールして、IFRS 任意適用が市場の流動性と資本コストに及ぼす影響を分析したところ、IFRS 任意適用によって、平均的に、市場の流動性の増加と資本コストの減少をもたらさなかった。むしろ、企業の報告インセンティブが資本市場に便益をもたらしていたのである。

上記の結果は、IFRS 適用が資本市場に及ぼす影響は均一ではなく、企業の報告インセンティブが影響を及ぼす可能性を示唆している。そこで、Daske et al. (2013) は、IFRS 適用時に企業の報告インセンティブを大きく変化させた企業を「serious adopter」、そして大きく変化させなかった企業を「label adopter」と呼称し、企業の報告インセンティブの効果について、分析する。報告インセンティブの変化の大きい企業が IFRS を任意適用する場合、市場の

流動性が増加し、資本コストが減少することが明らかとなった⁶⁾。この結果は、企業の報告インセンティブが IFRS 適用の効果に大きな影響を及ぼすことを示している。

このように、Daske et al. (2008, 2013) は、IFRS 適用の効果は IFRS 適用自体の影響と国の制度や企業の報告インセンティブの影響の結合効果 (joint effects) であることを示している。それでは、IFRS 適用の効果は、IFRS 適用自体に帰着できるのであろうか。結合効果の要因の分析を試みた研究として、Christensen et al. (2013) がある。

Christensen et al. (2013) は、IFRS 強制適用後の市場の流動性の増加が、IFRS 適用自体にあるのか、それとも IFRS 強制適用時のエンフォースメントの変化にあるのかを検証している。彼らは、2001 年第 1 四半期～2009 年第 4 四半期をサンプル期間として、IFRS 適用企業 189,248 社・四半期 (35 か国) と local GAAP 適用企業 424,504 社・四半期 (21 か国) を用いて分析したところ、市場の流動性が、IFRS 強制適用にかかわらず、財務報告に関するエンフォースメントが大きく変化した場合にのみ増加することを示した。Christensen et al.

(2013) は、この結果に基づき、市場の流動性の増加が、IFRS 適用自体よりも、エンフォースメントの変化が重要な要因であると結論づける⁷⁾。

ただし、Barth and Israeli (2013) は、この結論に強く反論している。Barth and Israeli (2013) は、Christensen et al. (2013) が採用するリサーチ・デザインでは IFRS 適用の影響とエンフォースメントの変化の影響を分離できていないと指摘する。その上で、Christensen et al. (2013) の結果は、IFRS 適用とエンフォースメントの変化の双方が、資本市場に最大の便益を与えるために必要であることを示して

いると解釈する。

以上のことから、現時点では、IFRS 適用の帰結の要因を IFRS 適用自体に帰着することは難しく、国の制度や企業の報告インセンティブも必要不可欠である。このように、IFRS 適用の効果は、IFRS 適用自体の影響と国の制度や企業の報告インセンティブの影響の結合効果であることから、IFRS 適用の帰結を検証するためには、国の制度や企業の報告インセンティブの影響を考慮して分析しなければならない。

3. IFRS 適用の帰結

先行研究は、Daske et al. (2008, 2013) 以降、国の制度や企業の報告インセンティブが IFRS 適用の効果に及ぼす影響を検証している。本項では、以下、IFRS 適用の帰結を、財務報告の質への影響、資本市場への影響、そして契約への影響に分けて、IFRS 研究を棚卸しする。

(1) IFRS 適用が財務報告の質に及ぼす影響

国際会計基準審議会 (IASB) は、単一の高品質の財務報告基準を開発することを目的として、会計基準の作成を進めている。このような目的を達成するためには、会計の質と比較可能性を高めることが重要となる。事実、先行研究は、IFRS の適用によって、会計の質と比較可能性が高まるのか否かについて検証する。ただし、会計の質と比較可能性の尺度が多義的であるため、多くの先行研究は、IFRS 適用が財務報告の質に及ぼす影響を会計の質と比較可能性に分けて分析している。以下では、財務報告の質を会計の質と比較可能性に区分して、IFRS 適用が財務報告の質にどのような影響を及ぼすのかについて検討する。

先行研究は、IFRS 適用によって、会計の質が高まるのか否かを検証する。たとえば、Barth et al. (2012) は、会計の質を、比較可能性の

向上を支える潜在的な要因と捉え、IFRS 適用が会計の質に及ぼす影響を分析する。彼女らは、IFRS を適用する米国以外の企業と米国基準を使用する米国企業を比較することを通じて、IFRS の適用によって、会計の質が改善するのかを調査した。会計の質の尺度として、利益平準化、アクルーアルの質、そして利益の適時性が用いられ、IFRS 適用によって、会計の質が改善していることを示した。さらに、IFRS 適用後の会計の質は、おおむね、エンフォースメントが脆弱な国よりもそれが強固な国に属する企業の方が良いという結果を報告する。この結果は、国の制度が IFRS 適用時の会計の質に重要な影響を及ぼすことを示している。

また、Landsman et al. (2012) は、Barth et al. (2012) と異なる尺度で、IFRS 適用と会計の質の関係について検証する。彼らは、IFRS 強制適用企業と local GAAP 適用企業を比較し、IFRS 適用企業が、IFRS 適用後、利益発表時の超過リターンの変動と異常な株式売買高が大きくなっていることを明らかにした。このことは、IFRS 適用によって、会計の質が改善していることを示唆している。さらに、Landsman et al. (2012) は、法のエンフォースメントが強固な国に属する IFRS 適用企業が、それが脆弱な国に属する IFRS 適用企業より、IFRS 適用後、超過リターンの変動と異常な株式売買高が大きいことを示した。国の制度は、IFRS 適用の効果に重要な役割を果たすのである。

これらの研究に対して、Ahmed et al. (2013) は、IFRS の強制適用によって、むしろ会計の質が低下する場合もあることを報告する。彼らは、会計の質の尺度として、利益平準化、利益ベンチマーク、アクルーアルの質、損失の適時性を用いて、IFRS 適用企業が、local GAAP 適用企業と比べ、IFRS 強制適用後に会計の質

が低下または改善しないことを示した。さらに、法のエンフォースメントが強固な国において、これらの結果が生じることを明らかにした。Ahmed et al. (2013) の結果は、国の制度的要因が IFRS 適用の負の帰結に大きな影響を及ぼすことを示している。

このように、先行研究は、IFRS 適用が会計の質に及ぼす影響について、混在した結果を報告する。それでは、IFRS 適用によって、比較可能性は向上するのであろうか。会計の質と同様、比較可能性も様々な尺度が用いられ、IFRS 適用の効果について検証されている。たとえば、Barth et al. (2012) は、会計数値（純利益や株主資本）と経済的なアウトカム（株価、株式リターン、営業キャッシュ・フロー）の関係から、会計システムの比較可能性と価値関連性の比較可能性を導き、IFRS 適用によって、これらの比較可能性が向上するのかを分析する。その結果、IFRS 適用によって、いずれの比較可能性の尺度においても、比較可能性が向上する証拠を示した。さらに、エンフォースメントが強固な国に属する企業は、それが脆弱な国に属する企業と比べ、IFRS 適用後の比較可能性が向上していることを明らかにした。このように、国の制度は、比較可能性に重要な影響を及ぼしている。

また、Yip and Young (2012) は、Barth et al. (2012) が参照した De Franco et al. (2011) の比較可能性に加え、情報波及効果を用いて、比較可能性を測定する。情報波及効果とは、ある企業の決算発表時の利益情報が、決算発表を行っていない他企業の株価（株式リターン）に影響を与えることである。分析の結果、IFRS 適用後、異なる国の企業間で情報波及効果の程度が大きくなっているため、IFRS の適用によって、比較可能性が向上したと解釈できる。ただし、比較可能性の向上は、法体系が同じ国の

企業間のみで観察される。Cascino and Gassen (2015) も同様に、IFRS 適用による比較可能性の向上は限定的であり、社外取締役の割合が高い場合や Big N による監査など企業の報告インセンティブが大きい場合に限り、比較可能性が向上することを明らかにした。このように、国の制度や企業の報告インセンティブは、IFRS 適用による比較可能性の向上に大きな影響を及ぼすのである。

以上のように、IFRS 適用が財務報告の質に及ぼす影響は、会計の質と比較可能性の尺度やサンプルの違いなどによって、混在した結果となっている。少なくとも現時点で言えることは、IFRS 適用によって財務報告の質が改善したとしても、それは、IFRS 適用自体の影響と国の制度や企業の報告インセンティブの影響の結合効果であるということである。

(2) IFRS 適用が資本市場に及ぼす影響

IASB は、財務報告の目的を「現在および将来の投資家、融資者、その他債権者が企業に資源を提供する意思決定を行うときに、企業に関する有用な財務情報を提供することである」(IASB, 2018, par. 1.2) と定義する。IASB は、会計情報の提供を通じて、情報の非対称性を小さくし、逆選択を回避する意思決定支援機能を主たる財務会計の機能として期待する。多くの先行研究は、IFRS 適用が市場参加者の意思決定にどのような影響を及ぼすのかを検証する。以下では、IFRS 適用が資本市場に及ぼす影響について検討する。

IFRS 適用後、情報の非対称性の縮小によって市場の流動性が増加し、市場参加者の情報リスクの減少に伴って、株主資本コストが減少すれば、IFRS 適用は、市場参加者に便益をもたらしたことを意味する。また、情報リスクの減少によって、IFRS 適用企業に対する投資信託

や機関投資家の株式保有の増加は、IFRS 適用の効果と考えられる。上述したように、先行研究は、国の制度や企業の報告インセンティブの影響を受け、IFRS 適用によって、ビッド・アスク・スプレッドなど市場の流動性が高くなることを報告する (e.g., Daske et al., 2008, 2013)。また、Li (2010) は、IFRS 適用が株主資本コストに及ぼす影響を検証し、強固な法のエンフォースメントを有する国において、IFRS 適用後、IFRS 適用企業の株主資本コストが低下することを明らかにしている。さらに、DeFond et al. (2011) は、利益管理の程度が低く、同一業種で IFRS 適用比率が大きく増加した場合、海外の投資信託の保有比率が増加することを示している。Florou and Pope (2012) は、IFRS 強制適用後、エンフォースメントや報告インセンティブが強固で、local GAAP と IFRS の差異が大きいときに、IFRS 適用企業に対する機関投資家の持株比率 (人数) が大きく増加することを報告する。

今日、株式市場において、投資家と企業を媒介するアナリストは重要な役割を果たしている。そのため、先行研究は、IFRS 適用がアナリストに及ぼす影響について検証する。たとえば、Byard et al. (2011) は、IFRS 強制適用がアナリスト予想の精度、アナリスト予想の散らばり、アナリストフォロー数に及ぼす影響を分析し、すでに IFRS を任意適用する企業と比べたときに、IFRS 強制適用によって、これらが改善しないことを明らかにした。さらに、彼らは、法のエンフォースメントが強固で、かつ local GAAP と IFRS の差異が大きい国に限り、IFRS 強制適用によって、アナリスト予想の精度とその散らばりが改善することを示した。これらの先行研究の結果は、国の制度や企業の報告インセンティブが、IFRS 適用による株式市場の効果に大きな影響を及ぼすことを示して

いる。

企業は、株式のみならず、社債や借入金といった負債によって資金調達を行うため、IFRS適用が債務市場に及ぼす影響に関する分析が必要である。ただし、債務市場は、株式市場と比べ国際的に統合されにくい（Ball, 2006）、IFRS適用が債務市場に及ぼす影響についての研究は少数である（e.g., Brown, 2016; Florou and Kosi, 2015; Kim et al., 2011）。たとえば、Florou and Kosi (2015) は、IFRS強制適用が債務契約形態や契約内容に及ぼす影響を分析する。彼女らは、IFRS適用企業が、IFRS強制適用後、相対型の借入より市場型の社債を選択する傾向にあり、社債スプレッドは低くなるものの、借入スプレッドに変わりがないことを報告する。この結果は、IFRS強制適用後、市場型の債務契約において、会計情報が活用されていることを示唆する。さらに、上述した債務契約への効果は、local GAAPとIFRSの差異が大きく、IFRS強制適用時に財務報告に関するエンフォースメントや他の諸制度に変化がないEU諸国で観察される。エンフォースメントが変化しないEU諸国でIFRS適用の便益が観察されており、上述した株式市場の状況と大きく異なっている⁽¹⁰⁾。

以上のように、IFRS適用は、資本市場に便益をもたらす可能性がある。ただし、債務市場への効果は、株式市場への効果と比べると、先行研究の数も少なく、証拠の蓄積も乏しい。とりわけ、国の制度や企業の報告インセンティブが、IFRS適用による債務市場の効果にどのような影響を及ぼすのかについて、引き続き研究が必要である。

(3) IFRS適用が契約に及ぼす影響

今日、財務会計の機能として、契約支援機能も期待されている。契約支援機能とは、債務契

約や経営者報酬契約などの契約の基礎を提供し、その履行状況を確認する意味で有用な会計情報の提供を通じて、経営者と利害関係者間の情報の非対称性を小さくし、モラル・ハザードを抑制する財務会計の機能である（e.g., Kothari et al., 2010; Watts and Zimmerman, 1986; 須田, 2000）。多くの場合、財務諸表本体の会計数値に基づき、経営者と利害関係者間で契約が締結されることから、IFRS適用は、契約支援機能にも大きな影響を及ぼす。以下では、債務契約と経営者契約に焦点を当て、IFRS適用が契約に及ぼす影響について検討する。

先行研究は、IFRS適用が経営者と債権者との間で締結される債務契約にどのような影響を及ぼすのかを分析する（e.g., Ball et al., 2015; Kim et al., 2011）。たとえば、Ball et al.

(2015) は、IFRS強制適用企業とlocal GAAP適用企業を比較し、IFRS強制適用が債務契約の財務制限条項に及ぼす影響を調査した。IFRS適用企業は、IFRS適用後、local GAAP適用企業と比べ、会計数値に基づく財務制限条項の使用頻度と使用数を大きく減少させた。さらに、local GAAPとIFRSの差異が大きく、社債より借入の場合、これらの減少の程度がより大きかった。その一方、local GAAPとIFRSの差異が大きく、借入の場合、IFRS適用企業は、IFRS適用後、会計数値以外の制限条項の使用を増やしている。これらの結果は、IFRSの強制適用によって、債務契約における会計情報の有用性が低くなる可能性を示唆する⁽¹¹⁾。

また、先行研究は、IFRS適用が経営者と株主との間で締結される経営者契約（経営者報酬契約や経営者交代）に及ぼす影響についても調査する（e.g., Ozkan et al., 2012; Wu and Zhang, 2009, 2019）。たとえば、Wu and Zhang (2019) は、EU諸国16か国と米国を分析対象として、IFRS強制適用が会計上の業績と経

営者交代の關係に及ぼす影響を検証する。IFRS 強制適用企業は、IFRS 適用前と比べ、IFRS 適用後に会計上の業績 (ROA) と経営者交代の関連性が大きくなっている。一方、IFRS 任意適用企業と米国企業は、上記の期間で比較したときに、会計上の業績と経営者交代の関連性が変化していない。そして、IFRS 適用前後で比較したときの IFRS 強制適用企業の会計上の業績と経営者交代の関連性は、IFRS 任意適用企業や米国企業のそれと比べると、より大きくなっている。また、Wu and Zhang (2019) は、IFRS 強制適用企業だけに焦点を当て、会計上の業績と経営者交代の関連性が、エンフォースメントが厳格な国や報告インセンティブが大きい企業で、IFRS 適用後、より大きくなっていることを示す。これらの結果は、IFRS 強制適用によって、経営者契約における会計情報の有用性が高くなる可能性を示唆している⁽¹²⁾。

以上のように、IFRS 適用が契約に及ぼす影響は、債務契約と経営者契約の間で混在した結果となっている。IFRS 適用が契約支援機能に及ぼす影響について十分に分析されていないため、現時点では、IFRS 適用が契約に及ぼす影響について結論づけることは難しい。IFRS 適用が契約に及ぼす影響について、証拠の蓄積が必要とされる⁽¹³⁾。

4. 小括

本節では、以上、IFRS 適用の帰結に関する研究について、整理・分析を進めてきた。初期の IFRS 研究は、国の制度や企業の報告インセンティブが IFRS 適用の効果に及ぼす影響について明示的に分析の対象としなかったが、Daske et al. (2008, 2013) 以降、先行研究は、国の制度や企業の報告インセンティブの影響を考慮して、IFRS 適用の効果について検証を行っている。先行研究は、財務報告の質への影

響、資本市場への影響、そして契約への影響について分析するものの、いずれの影響においても、IFRS 適用自体にどのような便益があるのかについて明らかにされていない。IFRS 適用の効果は、IFRS 適用自体の影響と国の制度や企業の報告インセンティブの影響の結合効果としてあらわれる。

多くの先行研究は、IFRS 適用の効果を検証する際に、特定の効果 (たとえば、財務報告の質への影響) に焦点を当てて、分析を行っている。IFRS 適用によって、財務報告の質が向上し、その結果、資本市場に便益をもたらすことが期待されるのであれば、これらの関係について研究が必要とされる。近年、IFRS 適用が財務報告の質と資本市場の両者にどのような影響を及ぼすのかについて、研究が進められている。

たとえば、Neel (2017) は、IFRS 適用によって、会計の質と比較可能性の向上のいずれが資本市場に便益をもたらすのかについて検証する。彼は、会計の質の尺度として、利益平準化とアクルーアルの質を、そして比較可能性の尺度として、利益と株式リターンの関係、利益とキャッシュ・フローの関係、そしてアクルーアルとキャッシュ・フローの関係を使用する。IFRS 強制適用企業を会計の質と比較可能性の尺度の高低で 4 つに区分し、財務報告の質の向上が株式市場に及ぼす影響を分析したところ、IFRS 適用によって比較可能性を大きく向上した企業は、トービンの q 、市場の流動性、アナリスト予想の精度、そしてアナリストフォロー数が改善することを明らかにした。これらの結果は、会計の質よりも比較可能性の向上が、より資本市場に便益をもたらすことを示している。今後は、Neel (2017) の研究のように、IFRS 適用の効果について、財務報告の質と資本市場への影響などの包括的な検証が必要であろう。

図表 2 IFRS 研究の史的展開

年代	財務報告の質		資本市場		契約	
	会計の質	比較可能性	株式市場	債務市場	債務契約	経営者契約
1999～2004			Leuz and Verrecchia (2000)			
2005～2009	Hung and Subramanyam (2007) Barth et al. (2008)		Daske et al. (2008)			Wu and Zhang (2009)
2010～2014	Barth et al. (2012) Landsman et al. (2012) Ahmed et al. (2013)	Barth et al. (2012) Yip and Young (2012)	Li (2010) Byard et al. (2011) DeFond et al. (2011) Florou and Pope (2012) Christensen et al. (2013) Daske et al. (2013)	Kim et al. (2011)	Kim et al. (2011)	Ozkan et al. (2012)
2015～2019	Neel (2017)	Cascino and Gassen (2015) Neel (2017)	Neel (2017)	Florou and Kosi (2015)	Ball et al. (2015)	Wu and Zhang (2019)

(注) 1 つの論文で複数の IFRS 適用の影響を分析する場合、それぞれの箇所に論文を記載している。

本節で検討した IFRS 研究は、図表 2 のように示すことができる。図表 2 は、調査期間(1999 年～2019 年)を 5 年ごとに区分して、主要な IFRS 研究を整理している。EU で IFRS が強制適用されてから 5 年経過した 2010 年以降に、多くの主要な IFRS 研究が公表されている。また、IFRS 適用が会計の質や株式市場に及ぼす影響に関する研究は早期から公表される一方で、比較可能性などへの影響に関する研究は少し遅れて公表されており、分析する IFRS 適用の帰結によって公表時期にバラツキが観察される⁽¹⁴⁾、⁽¹⁵⁾。

IV IFRS 研究における未解決な課題

前節では、IFRS 適用をめぐる実証研究を棚卸しして、どのような研究が進められてきたのかについて明らかにした。多くの先行研究は、おもに IFRS 適用の(純)便益に焦点を当てて、IFRS 適用の効果について分析する。本来、IFRS 適用の効果を検証するためには、IFRS 適用の便益に加え、IFRS 適用のコストの分析も必要である(Christensen, 2012)。しかしながら、IFRS 適用のコストを直接分析することは困難であるため、IFRS 適用のコストについて分析した先行研究は少ない⁽¹⁶⁾。IFRS 適用のコストは、IFRS 研究の未解決な課題として捉えることができるため、本節では、以下、IFRS 適用のコストに焦点を当て、IFRS 研究における未解決の課題について考察する。

近年、IFRS 適用を回避して、local GAAP を選択する企業が一定程度存在している(潮崎, 2016, 2019)。とりわけ、IFRS 適用のコストを回避するため、local GAAP の適用を容認する取引所規制市場に移行する企業や上場を廃止する企業が増加している(Gutierrez et

al., 2017; Hitz et al., 2018; Hitz and Müller-Bloch, 2016)。IFRS 適用のコストは、IFRS 適用後に、local GAAP を適用し続けたときと比較して、大きく増加する可能性もある。たとえば、IFRS 改訂に伴う会計基準の複雑さや開示の増加などによって、想定していた以上にコストが発生すれば、IFRS 適用の便益を享受できない可能性も考えられる。IFRS 適用のコストが便益を超過する場合、local GAAP に回帰する可能性もある。そこで、IFRS 適用のコストを検討する手がかりとして、IFRS 適用回避に関する研究について検討する。

Fiechter et al. (2018) は、スイス企業を分析対象として、IFRS からスイス基準への変更の決定要因とその帰結について分析する。スイスは、2005 年～2015 年までの間、Main Segment に属する企業に対して国際基準(IFRS または米国基準)を強制する一方で、Domestic Segment に属する企業に対して IFRS とスイス基準の選択を認めていた(潮崎, 2019)。要求される会計基準を除き、基本的に両者の間で上場規程などに差異はないことから、スイス企業は、市場セグメントを変更することによって、IFRS からスイス基準へと変更することができる。

まず、Fiechter et al. (2018) は、2006 年～2013 年をサンプル期間として、スイス基準に変更する決定要因を調べたところ、規模が小さく、インサイダー(内部投資家)の持株比率が高いほど、IFRS からスイス基準へと会計基準を変更する傾向にあることを明らかにした。さらに、インサイダーの持株比率が高い企業は、より早期にスイス基準へと会計基準を変更し、インサイダーの持株比率が高くなった企業や規模が小さくなった企業は、IFRS からスイス基準へと変更する。これらの結果は、IFRS を適用し続ける便益が小さく、そのコストが大き

くなった企業が IFRS の適用を回避することを示唆している。

次に、Fiechter et al. (2018) は、スイス基準への変更に対する株式市場の反応を調査することによって、IFRS 適用回避の経済的帰結について検証している。スイス基準変更企業は、IFRS 適用企業と比較したときに、会計基準の変更前後で市場の流動性（ビッド・アスク・スプレッドとゼロリターン）に違いは観察されなかった。また、スイス基準変更の発表時の株式リターンについて調べたところ、株式リターンの低下は観察されなかった。これらの結果は、IFRS からスイス基準への変更によって、スイス基準変更企業に負の経済的帰結が生じていないことを示している。

以上のように、近年、IFRS 適用回避について、少しずつ研究が進められている。Pownall and Wieczynska (2018) は、IFRS 適用回避の決定要因として、IFRS 適用の実施規定、国の制度（エンフォースメント）、企業の報告インセンティブを示して、とくに IFRS 適用の実施規定と企業の報告インセンティブが大きく影響を及ぼすことを明らかにした。今後は、IFRS 適用の効果を検証するためにも、IFRS 適用回避の決定要因とその帰結について、研究の蓄積が必要とされる。

V おわりに

本稿は、以上、IFRS 適用の帰結をめぐる実証研究の整理・分析を行い、残された研究課題について言及した。とりわけ、本稿は、IFRS 適用が財務報告の質、資本市場、そして契約にどのような影響を及ぼすのかについて、IFRS 研究の棚卸しを行った。初期の IFRS 研究は、国の制度や企業の報告インセンティブが IFRS 適用の効果に及ぼす影響について、明示的に分

析の対象としなかった。その後、これらの影響を考慮して、IFRS 適用の帰結について分析され、IFRS 適用の効果は、IFRS 適用自体の影響と国の制度や企業の報告インセンティブの影響の結合効果であることが明らかになった。ここで、多くの先行研究は、おもに IFRS 適用の（純）便益に焦点を当てて分析するため、IFRS 適用のコストについて十分に分析できていない。近年、IFRS 適用のコストを回避するため、取引所規制市場に移行する企業や上場廃止する企業が増えていることから、IFRS 適用の効果をより深く理解する上で、IFRS 適用回避の決定要因と帰結について、研究の蓄積が必要である。

ただし、本稿では、次のような研究課題が残されている。本稿は、日本のセッティングを活かして、どのような IFRS 研究が可能なのかという点について、十分に論じることができなかった。日本企業のデータを用いて IFRS 適用の効果を検証する場合、少なくとも現在のところ、IFRS 任意適用を分析せざるを得ないため、多国データを用いて、IFRS 強制適用を分析する（近年の）多くの調査対象論文とセッティングが大きく異なっている。特定の国を分析対象とする意義の 1 つは、国の制度と制度変化をより深く理解し、その国特有の制度を活かして、IFRS 適用の経済的影響を分析できることである。また、IFRS 任意適用の研究の意義として、IFRS 強制適用と比べて、会計基準以外の制度変化が IFRS 適用の効果に及ぼす影響は比較的小さく、IFRS と local GAAP を（一国で）同期間に比較分析できるところにある。

本稿で論じてきたように、IFRS 適用の効果を検討する上で、国の制度は重要な要素である。ここで、国の制度の影響を考慮すると、IFRS を適用するのではなく、local GAAP と IFRS のコンバージェンスを通じて、財務報告

の比較可能性を高めることも選択肢の 1 つである。そこで、日本のセッティングを用いた IFRS 研究として、日本基準と IFRS の間でコンバージェンスが進展している状況を用いて、IFRS の適用とコンバージェンスのいずれが会計情報の有用性を向上させるのかについて、分析することが考えられる⁽¹⁷⁾。近年、日本の制度的要因を考慮して、IFRS 適用の効果について検証が進められている (e.g., Sato and Takeda, 2017; 金ほか, 2019; 円谷・金, 2016)。今後は、より一層日本特有の制度や状況を活用し、IFRS 適用の効果进行分析することによって、学術的かつ政策的に貢献することが強く求められる。

注

- (1) IFRS と記述する場合、国際会計基準審議会 (IASB) が公表する会計基準 (国際財務報告基準) の略語として使用されるが、本稿は、国際会計基準委員会 (IASC) が公表する国際会計基準 (IAS) も含め、IFRS という用語を使用する。
- (2) 調査対象期間の開始を 1999 年にしているのは、これら 5 つのジャーナルに掲載された IFRS 適用に関する論文が 1999 年以前に見つからなかったためである。
- (3) IFRS 適用の帰結として、監査への影響、企業行動への影響、そして税務への影響もあるが、これらの論文は少数であるため、調査対象から外れている。改めて指摘するまでもなく、IFRS 適用が監査、企業行動、そして税務にどのような影響を及ぼすのかについて分析することは重要である。
- (4) IFRS 適用が M&A や買入のれんにどのような影響を及ぼすのかについて、たとえば、宮宇地 (2020) で詳細に先行研究が整理・分析されているので、参照されたい。
- (5) Online Appendix 1 は、58 本の調査対象論文をジャーナル別に分類し、公表年を示している。EU による IFRS 強制適用によって、IFRS 適用の効果が学術的かつ政策的に重要な課題と捉えられたため、公表数は、2007 年以降減少しずつ増加している。ただし、2016 年以降、公表数は減少傾向にある。
- (6) Barth et al. (2008) は、「我々が比較する会計数値は、会計基準、その解釈、エンフォースメント、そして訴訟を含む財務報告システムの特徴の相互作用から生じる」(p. 468) と指摘し、会計基準だけではなく、国の制度も含め財務報告システムを捉えている。そのため、Barth et al. (2008) は、国の制度が IFRS 適用の効果に重要な影響を及ぼすことを認識するものの、国の制度の差異やその変化が財務報告の質に及ぼす影響を明示的に分析できていない点で注意が必要である。
- (7) Daske et al. (2013) は、企業の報告インセンティブを、*Reporting Incentive* (6 つの企業属性を用いた因子分析によって作成)、*Reporting Behavior* (会計発生高の絶対値とキャッシュ・フローの絶対値の比)、そして *Reporting Environment* (アナリスト数の対数) という 3 つの代理変数を用いて捉えている。
- (8) さらに、Daske et al. (2013) は、IFRS 強制適用についても、企業の報告インセンティブが IFRS 適用の効果に及ぼす影響を追加的に分析する。彼らは、報告インセンティブの変化の大きい企業が IFRS を強制適用する場合、市場の流動性が増加し、資本コストが減少することを示した。
- (9) Christensen et al. (2015) は、ドイツ企業を分析対象として、IFRS 適用後の財務報告の質の向上の主要な要因が IFRS 適用自体にあるのか、それとも企業の報告インセンティブにあるのかを分析する。彼らは、財務報告の質の向上が、IFRS 適用自体よりも、企業の報告インセンティブによってもたらされることを示した。
- (10) Brown (2016) は、IFRS 強制適用が国外での相対型の借入に及ぼす影響を分析する。IFRS 適用前、国外からの借入スプレッドは、国内での借入と比べて大きかったが、IFRS 適用後、それが著しく小さくなっている。このような IFRS 適用の効果は、強固な法のエンフォースメントを有する国で観察されるため、Brown (2016) の結果は、Florou and Kosi (2015) の結果と異なっている。
- (11) Kim et al. (2011) は、IFRS 任意適用が債務契約に及ぼす影響を分析している。IFRS 任意適用企業は、local GAAP 適用企業と比べ、会計数値に基づく財務制限条項と会計数値以外の制限条項の使用頻度が低く、これらの制限条項を合算した使用数も少ない。この結果は、IFRS 任意適用による透明性の向上によって制限条項が減少している可能性も考えられるため、IFRS 任意適用によって、債務契約における会計情報の有用性が低くなっているのか否か明らかではない。
- (12) Ozkan et al. (2012) は、local GAAP と IFRS の差異が大きい場合、IFRS 強制適用後、会計

上の業績と経営者報酬との関連性が大きくなることを明らかにする。さらに、国外同業他社の会計上の業績を用いた相対業績評価においても、IFRS 強制適用後、業績と経営者報酬との関連性が大きくなることを示している。これらの結果は、経営者報酬契約においても、IFRS 強制適用によって、経営者契約における会計情報の有用性が高くなる可能性を示唆している。

- (13) IFRS 適用が契約に及ぼす影響について、混在した結果が報告されている 1 つの要因として、公正価値会計の影響が考えられる。公正価値会計は、契約における会計情報の有用性を低下させる可能性が高いため (e.g., 草野, 2014), IFRS 適用に伴う公正価値会計の拡大が契約支援機能に負の影響を及ぼしうる (Ball et al., 2015; DeFond et al., 2019)。たとえば, DeFond et al. (2019) は, IFRS 適用時に公正価値の影響が大きい企業は, その影響が小さい企業と比べ, IFRS 適用後, 利益と経営者報酬の関連性が小さくなると報告する。一方, IFRS 適用時に公正価値以外の影響が大きい企業は, その影響が小さい企業と比べ, IFRS 適用後, 利益と経営者報酬の関連性が大きくなることを示した。これらの結果は, IFRS 適用の際に, 公正価値とそれ以外の要因が契約に異なる影響を及ぼすことを示している。IFRS 適用が財務報告の質や契約に及ぼす影響について複合的な分析を行うことが必要である。
- (14) Online Appendix 2 は, IFRS の適用形態に基づき, IFRS 研究を整理している。近年, IFRS 強制適用の効果を分析する研究が多く, 比較可能性に関して, その傾向が顕著に観察される。ただし, IFRS 任意適用が比較可能性に及ぼす影響を分析した研究も存在する。たとえば, Barth et al. (2018) は, IFRS 任意適用が比較可能性と市場の流動性に及ぼす影響を分析し, IFRS 任意適用によって比較可能性が向上し, それが市場の流動性を増加させることを明らかにしている。
- (15) Online Appendix 3 は, 調査対象論文がどのような IFRS 適用の効果を分析しているのかについて, その論文数を示したものである。Panel A は, トップ 5 ジャーナルに掲載された 58 本の論文を, 調査期間を 5 年ごとに区分して, その論文数を示したものである。図表 2 で示した主要な IFRS 研究と同様に, 分析される IFRS 適用の帰結によって論文の公表時期にバラツキが観察される。また, 多くの調査対象論文は, IFRS 適用が株式市場に及ぼす影響について分析している。
- ただし, 本稿は, トップ 5 ジャーナルに掲載

された論文を分析対象とするため, 他のジャーナルに掲載された論文と傾向が異なる可能性がある。そこで, 本稿は, 別途, *European Accounting Review* (EAR), そして国際会計の代表的なジャーナルである *International Journal of Accounting* (IJA) と *Journal of International Accounting Research* (JIAR) に掲載された論文を調査した。Panel B は, EAR, IJA, そして JIAR に掲載された論文がどのような IFRS 適用の効果を分析しているのかを示したものである。これらのジャーナルは, トップ 5 ジャーナルと異なり, IFRS 適用が会計の質に及ぼす影響を分析する研究を最も多く掲載している。

- (16) 監査コストを用いて, IFRS 適用のコストについて分析する先行研究も存在する。たとえば, De George et al. (2013) は, 監査報酬を監査コストの代理変数として用いて, IFRS 適用時に監査報酬が大きく増加することを明らかにする。ただし, 監査報酬が増加したとしても, 監査人が追加的な監査労力を費やしたのか, それともリスクプレミアムを監査報酬に課したのかという 2 つの可能性が考えられ, 後者の場合, 監査コストは増加していないため, 監査報酬のみで監査コストを代理させることは難しいことに注意しなければならない。
- (17) たとえば, Lin et al. (2019) は, ドイツを分析対象として, IFRS の適用とコンバージェンスのいずれが比較可能性を高めるのかについて検証する。とりわけ, 彼らは, ドイツが IFRS を強制適用する以前に, IFRS の任意適用と米国基準の使用を認め, 米国基準と IFRS がコンバージェンスを推進していた状況を利用して, 上記の課題を分析する。分析の結果, IFRS 強制適用とコンバージェンスはいずれも比較可能性を向上させるが, IFRS 強制適用がコンバージェンスよりも比較可能性を向上させる頑健な証拠を見出せなかった。

参考文献

- Ahmed, A. S., M. Neel and D. Wang (2013), "Does Mandatory Adoption of IFRS Improve Accounting Quality? Preliminary Evidence," *Contemporary Accounting Research* 30(4): 1344-1372.
- Bae, K. H., H. Tan and M. Welker (2008), "International GAAP Differences: The Impact on Foreign Analysts," *The Accounting Review* 83(3): 593-628.
- Ball, R. (2006), "International Financial Reporting Standards (IFRS): Pros and Cons for Investors,"

- Accounting and Business Research* 36(Special Issue): 5–27.
- Ball, R., S. P. Kothari and A. Robin (2000), “The Effect of International Institutional Factors on Properties of Accounting Earnings,” *Journal of Accounting and Economics* 29(1): 1–51.
- Ball, R., X. Li and L. Shivakumar (2015), “Contractibility and Transparency of Financial Statement Information Prepared under IFRS: Evidence from Debt Contracts around IFRS Adoption,” *Journal of Accounting Research* 53(5): 915–963.
- Ball, R., A. Robin and J. S. Wu (2003), “Incentives versus Standards: Properties of Accounting Income in Four East Asian Countries,” *Journal of Accounting and Economics* 36(1–3): 235–270.
- Barth, M. E. and D. Israeli (2013), “Disentangling Mandatory IFRS Reporting and Changes in Enforcement,” *Journal of Accounting and Economics* 56(2–3): 178–188.
- Barth, M. E., W. R. Landsman and M. H. Lang (2008), “International Accounting Standards and Accounting Quality,” *Journal of Accounting Research* 46(3): 467–498.
- Barth, M. E., W. R. Landsman, M. H. Lang and C. D. Williams (2012), “Are IFRS-Based and US GAAP-Based Accounting Amounts Comparable?” *Journal of Accounting and Economics* 54(1): 68–93.
- Barth, M. E., W. R. Landsman, M. H. Lang and C. D. Williams (2018), “Effects on Comparability and Capital Market Benefits of Voluntary IFRS Adoption,” *Journal of Financial Reporting* 3(1): 1–22.
- Brown, A. B. (2016), “Institutional Differences and International Private Debt Markets: A Test Using Mandatory IFRS Adoption,” *Journal of Accounting Research* 54(3): 679–723.
- Brüggenmann, U., J. M. Hitz and T. Sellhorn (2013), “Intended and Unintended Consequences of Mandatory IFRS Adoption: A Review of Extant Evidence and Suggestions for Future Research,” *European Accounting Review* 22(1): 1–37.
- Burgstahler, D. C., L. Hail and C. Leuz (2006), “The Importance of Reporting Incentives: Earnings Management in European Private and Public Firms,” *The Accounting Review* 81(5): 983–1016.
- Bushman, R. M. and J. D. Piotroski (2006), “Financial Reporting Incentives for Conservative Accounting: The influence of Legal and Political Institutions,” *Journal of Accounting and Economics* 42(1–2): 107–148.
- Byard, D., Y. Li and Y. Yu (2011), “The Effect of Mandatory IFRS Adoption on Financial Analysts’ Information Environment,” *Journal of Accounting Research* 49(1): 69–96.
- Cascino, S. and J. Gassen (2015), “What Drives the Comparability Effect of Mandatory IFRS Adoption?” *Review of Accounting Studies* 20(1): 242–282.
- Christensen, H. B. (2012), “Why Do Firms Rarely Adopt IFRS Voluntarily? Academics Find Significant Benefits and the Costs Appear to be Low,” *Review of Accounting Studies* 17(3): 518–525.
- Christensen, H. B., L. Hail and C. Leuz (2013), “Mandatory IFRS Reporting and Changes in Enforcement,” *Journal of Accounting and Economics* 56(2–3): 147–177.
- Christensen, H. B., E. Lee, M. Walker and C. Zeng (2015), “Incentives or Standards: What Determines Accounting Quality Changes around IFRS Adoption?” *European Accounting Review* 24(1): 31–61.
- Daske, H., L. Hail, C. Leuz and R. Verdi (2008), “Mandatory IFRS Reporting around the World: Early Evidence on the Economic Consequences,” *Journal of Accounting Research* 46(5): 1085–1142.
- Daske, H., L. Hail, C. Leuz and R. Verdi (2013), “Adopting a Label: Heterogeneity in the Economic Consequences around IAS/IFRS Adoptions,” *Journal of Accounting Research* 51(3): 495–547.
- De Franco, G., S. P. Kothari and R. S. Verdi (2011), “The Benefits of Financial Statement Comparability,” *Journal of Accounting Research* 49(4): 895–931.
- De George, E. T., C. B. Ferguson and N. A. Spear (2013), “How Much Does IFRS Cost? IFRS Adoption and Audit Fees,” *The Accounting Review* 88(2): 429–462.
- De George, E. T., X. Li and L. Shivakumar (2016), “A Review of the IFRS Adoption Literature,” *Review of Accounting Studies* 21(3): 898–1004.
- Dechow, P. M. and D. J. Skinner (2000), “Earnings Management: Reconciling the Views of Accounting Academics, Practitioners, and Regulators,” *Accounting Horizons* 14(2): 235–250.
- DeFond, M. L., X. Hu, M. Hung and S. Li (2011), “The Impact of Mandatory IFRS Adoption on Foreign Mutual Fund Ownership: The Role of Comparability,” *Journal of Accounting and Economics* 51(3): 240–258.
- DeFond, M. L., J. Hu, M. Hung, and S. Li (2019), “The Effect of Fair Value Accounting on the Performance Evaluation Role of Earnings,” *Working Paper*.
- Fan, J. P. H. and T. J. Wong (2002), “Corporate Ownership Structure and the Informativeness of Accounting Earnings in East Asia,” *Journal*

- of Accounting and Economics* 33(3): 401–425.
- Fiechter, P., J. Halberkann and C. Meyer (2018), “Determinants and Consequences of a Voluntary Turn Away from IFRS to Local GAAP: Evidence from Switzerland,” *European Accounting Review* 27(5): 955–989.
- Florou, A. and U. Kosi (2015), “Does Mandatory IFRS Adoption Facilitate Debt Financing?” *Review of Accounting Studies* 20(4): 1407–1456.
- Florou, A. and P. F. Pope (2012), “Mandatory IFRS Adoption and Institutional Investment Decisions,” *The Accounting Review* 87(6): 1993–2025.
- Gutierrez, E. F., M. Vulcheva and M. Wiczynska (2017), “How Badly Do Listed Firms Want to Avoid IFRS? Delisting Decisions in the Post-IFRS Adoption Period,” *Working Paper*.
- Hail, L. and C. Leuz (2006), “International Differences in the Cost of Equity Capital: Do Legal Institutions and Securities Regulation Matter?” *Journal of Accounting Research* 44(3): 485–531.
- Hail, L., C. Leuz and P. Wysocki (2010), “Global Accounting Convergence and the Potential Adoption of IFRS by the U.S. (Part I): Conceptual Underpinnings and Economic Analysis,” *Accounting Horizons* 24(3): 355–394.
- Hitz, J. M., S. Kaumanns and N. Lehmann (2018), “A Missing Link? How Selection Effects Shape Evidence on the Market Benefits of Mandatory IFRS Adoption,” *Working Paper*.
- Hitz, J. M. and S. Müller-Bloch (2016), “Why Do Firms Downlist? Evidence on the Costs of IFRS Compliance and Enforcement,” *Working Paper*.
- Hung, M. and K. R. Subramanyam (2007), “Financial Statement Effects of Adopting International Accounting Standards: The Case of Germany,” *Review of Accounting Studies* 12(4): 623–657.
- IASB (2018), *Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- ICAEW (2015), *The Effects of Mandatory IFRS Adoption in the EU: A Review of Empirical Research*, ICAEW.
- Isidro H., D. Nanda and P. Wysocki (2020), “On the Relation between Financial Reporting Quality and Country Attributes: Research Challenges and Opportunities,” *The Accounting Review* 95(3): 279–314.
- Kim, J. B., J. S. L. Tsui and C. H. Yi (2011), “The Voluntary Adoption of International Financial Reporting Standards and Loan Contracting around the World,” *Review of Accounting Studies* 16(4): 779–811.
- Kothari, S. P., K. Ramanna and D. J. Skinner (2010), “Implications for GAAP from an Analysis of Positive Research in Accounting,” *Journal of Accounting and Economics* 50(2–3): 246–286.
- Landsman, W. R., E. L. Maydew and J. R. Thornock (2012), “The Information Content of Annual Earnings Announcements and Mandatory Adoption of IFRS,” *Journal of Accounting and Economics* 53(1–2): 34–54.
- Leuz, C., D. Nanda and P. D. Wysocki (2003), “Earnings Management and Investor Protection: An International Comparison,” *Journal of Financial Economics* 69(3): 505–527.
- Leuz, C. and R. E. Verrecchia (2000), “The Economic Consequences of Increased Disclosure,” *Journal of Accounting Research* 38 (Supplement): 91–124.
- Leuz, C. and P. D. Wysocki (2016), “The Economics of Disclosure and Financial Reporting Regulation: Evidence and Suggestions for Future Research,” *Journal of Accounting Research* 54(2): 525–622.
- Li, S. (2010), “Does Mandatory Adoption of International Financial Reporting Standards in the European Union Reduce the Cost of Equity Capital?” *The Accounting Review* 85(2): 607–636.
- Lin, S., W. N. Riccardi and C. Wang (2019), “Relative Effects of IFRS Adoption and IFRS Convergence on Financial Statement Comparability,” *Contemporary Accounting Research* 36(2): 588–617.
- Neel, M. (2017), “Accounting Comparability and Economic Outcomes of Mandatory IFRS Adoption,” *Contemporary Accounting Research* 34(1): 658–690.
- Ozkan, N., Z. Singer and H. You (2012), “Mandatory IFRS Adoption and the Contractual Usefulness of Accounting Information in Executive Compensation,” *Journal of Accounting Research* 50(4): 1077–1107.
- Pownall, G. and M. Wiczynska (2018), “Deviations from the Mandatory Adoption of IFRS in the European Union: Implementation, Enforcement, Incentives, and Compliance,” *Contemporary Accounting Research* 35(2): 1029–1066.
- Sato, S. and F. Takeda (2017), “IFRS Adoption and Stock Prices of Japanese Firms in Governance System Transition,” *The International Journal of Accounting* 52(4): 319–337.
- Schipper, K. (2005), “The Introduction of International Accounting Standards in Europe: Implications for International Convergence,” *European Accounting Review* 14(1): 101–126.
- Watts, R. L. and J. L. Zimmerman (1986), *Positive Accounting Theory*, Prentice Hall. (須田一幸訳 (1991) 『実証理論としての会計学』白桃書房)。
- Wu, J. S. and I. X. Zhang (2009), “The Voluntary Adoption of Internationally Recognized Accounting Standards and Firm Internal Performance Evaluation,” *The Accounting Review* 84(4): 1281–1309.

- Wu, J. S. and I. X. Zhang (2019), "Mandatory IFRS Adoption and the Role of Accounting Earnings in CEO Turnover," *Contemporary Accounting Research* 36(1): 168–197.
- Yip, R. W. Y. and D. Young (2012), "Does Mandatory IFRS Adoption Improve Information Comparability?" *The Accounting Review* 87(5): 1767–1789.
- 井上謙仁・石川博行 (2014) 「IFRS が資本市場に与えた影響」『証券アナリストジャーナル』第 52 巻第 9 号, 28-40 頁。
- 金鐘勲・中野貴之・成岡浩一 (2019) 「IFRS 任意適用企業の特性」『会計プロGRESS』第 20 号, 78-94 頁。
- 草野真樹 (2014) 「公正価値評価の拡大と会計の契約支援機能」『金融研究』第 33 巻第 1 号, 61-110 頁。
- 潮崎智美 (2016) 「欧州資本市場における local GAAP の適用—ドイツの事例を中心として—」『国際会計研究学会年報』2015 年度第 1 号, 71-82 頁。
- 潮崎智美 (2019) 「証券市場における IFRS 適用とローカリゼーション—ドイツ型会計に属する諸国における会計基準選択—」『国際会計研究学会年報』2018 年度第 1・2 合併号, 109-123 頁。
- 須田一幸 (2000) 『財務会計の機能—理論と機能』白桃書房。
- 円谷昭一・金鐘勲 (2016) 「IFRS の任意適用が経営者業績予想の精度に与える影響」『会計』第 189 巻第 6 号, 83-97 頁。
- 宮宇地俊岳 (2020) 「のれんの会計処理をめぐる実証研究の棚卸しと展望」『国際会計研究学会年報』2019 年度第 1・2 合併号, 29-44 頁。

(付記) 本稿は、国際会計研究学会第 36 回研究大会における筆者の報告に基づき執筆したものである。報告準備の際に、座長の米山正樹先生 (東京大学) をはじめ、統一論題報告者の宮宇地俊岳先生 (追手門学院大学) と角ヶ谷典幸先生 (名古屋大学), 討論者の潮崎智美先生 (九州大学) と金鐘勲先生 (専修大学), そして大会準備委員長の中野貴之先生 (法政大学) からご指導を賜った。また、九州会計研究会と現代会計フォーラムで報告の機会を頂き、徳賀芳弘先生 (京都大学), 大日方隆先生 (東京大学), 大石桂一先生 (九州大学), 首藤昭信先生 (東京大学) から、多くの貴重な助言と有益な示唆を頂いた。さらに、本稿の草稿に対して、藤山敬史先生 (神戸大学) から有益な助言を頂いた。記して感謝申し上げます。あり得べき誤りは筆者個人に帰するものである。なお、本稿は、JSPS 科研費 (17K04051, 20K02008) による研究成果の一部である。